

ほのかな宿 樹林 教育旅行取消料規約

当館では教育旅行宿舎のご契約について、以下の通り定めております。
必ずご一読の上、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。
なお、当規約の年度とは、期首を4月1日、期末を3月31日とする1年間といたします。

1. (教育旅行宿舎契約の成立)

当館に教育旅行宿舎利用の意思表示をしたその時をもってご契約とさせていただきます。

2. (宿泊者人数の変更)

宿泊者人数のご変更はご到着当日の午前9時までに当館にお知らせ下さい。
それ以降に人数が減少した場合は、その減少した人数の単価合計100%を取消料として頂戴いたします。

3. (教育旅行宿舎の取消料)

- ① 契約成立時の10日後から教育旅行実施日の3日前まで
見積り金額(児童・生徒・引率教諭数の合計により算出)の30%
- ② 教育旅行実施日の2日前まで
見積り金額(児童・生徒・引率教諭数の合計により算出)の50%
- ③ 教育旅行実施日の前日まで
見積り金額(児童・生徒・引率教諭数の合計により算出)の80%
- ④ 教育旅行実施日の当日
見積り金額(児童・生徒・引率教諭数の合計により算出)の100%

4. (行程短縮による取消料)

当館を2泊以上ご予約され、一部の日程を利用されず実施された場合、利用されなかった一部の日程の見積り金額(児童・生徒・引率教諭数の合計により算出)の30%を行程短縮による取消料として頂戴いたします。

5. (取消料の特例)

当館では、事由の如何を問わず、前項3. および前項4. の取消料が発生いたします。

但し、以下の場合に於いては取消料の特例措置として

- ① 台風、地震、津波等の自然災害の危険により、予約日に教育旅行を実施出来ない場合、危険が過ぎ去った後、教育旅行実施年度の期末までに日程変更等により実施された場合、前項のキャンセル料を請求金額に充当し、残金の精算といたします。

但し、期末までに実施出来なかった場合は、特例措置は適用されません。

- ② 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、政府対策本部長から「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」がなされ、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間中に教育旅行実施日が含まれる場合、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がなされた後、教育旅行実施年度の期末までに日程変更等により実施された場合、前項のキャンセル料を請求金額に充当し、残金の精算といたします。

但し、期末までに実施出来なかった場合は、特例措置は適用されません。

以上

2020年6月15日

株式会社日光グランドホテル

ほのかな宿 樹林